

諮問番号：平成 30 年度諮問第 2 号
答申番号：平成 31 年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 7 月 18 日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による情報一部公開決定処分（平成 30 年 7 月 13 日付け 30 葛総総第 403 号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分①」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求①」という。）及び平成 30 年 9 月 13 日付けで提起した、処分庁による情報一部公開決定処分（平成 30 年 9 月 12 日付け 30 葛総総第 602 号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分②」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求②」という。）については、いずれも認容されるべきである。

第 2 審査請求の趣旨

1 本件審査請求①について

本件審査請求①の趣旨は、平成 30 年 6 月 30 日付けで葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号。以下「条例」という。）に基づき、平成 30 年 1 月 1 日以降、A 弁護士を指定業者とする業者指定依頼書又はそれに類するもの及び平成 30 年 1 月 1 日以降、A 弁護士に支払った報酬等の支出決定兼命令書又はそれに類するものの情報（以下「本件情報①」という。）の公開請求に対する本件処分①のうち、弁護士報酬に係る部分及び負担兼命令額が非公開とされた部分の取消しを求めるものである。

2 本件審査請求②について

本件審査請求②の趣旨は、平成 30 年 8 月 29 日付けで条例に基づき、葛飾区と A 弁護士との間で交わされた委任契約書及びその起案書並びに A 弁護士からの請求書の情報（以下「本件情報②」という。）の公開請求に対する本件処分②のうち、弁護士報酬に係る部分が非公開とされた部分の取消しを求めるものである。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

当該事業を営む個人の当該事業に不利益な情報とは、事業者の経営に重大な影響を及ぼす特殊なノウハウや内部情報等である。弁護士報酬は特殊な情報ではなく、当該事業者はインターネット上において契約金額等を公開しているので事業運営上の不利益情報ではない。また、本件の弁護士報酬は公金の支出に当たるので、社会的妥当性（公序良俗に反しない）及び客観的合理性（適正金額など）を考慮した上で決定されるものであり、当該弁護士の経営方針等を反映した機微な情報ではない。また、同種

事件であっても契約金額が異なるのは当然であり、これをもって、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。そのため、本件情報①及び本件情報②は、条例第9条第3号ア（公開することにより事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報）に該当しない。

したがって、本件処分①のうち、弁護士報酬に係る部分及び負担兼命令額が非公開とされた部分並びに本件処分②のうち、弁護士報酬に係る部分を非公開とした処分を、条例第9条第3号ア（公開することにより事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報）に該当するとして、非公開としたことは違法であり取り消されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

弁護士報酬は、事件の内容、難易度、解決に当たっての弁護士の貢献度、これらに対する依頼者の評価、依頼者の資力等の事情を勘案して決定されることになり、弁護士報酬に係る部分は、当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報である。また、本件に係る弁護士報酬の額は、当該弁護士が所属する法律事務所がホームページ上で公開している弁護士報酬の金額と異なり非定型的なものであり、当該部分を公にすると、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。

したがって、弁護士報酬に係る部分については、条例第9条第3号ア（公開することにより事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報）に該当すると認められる。

以上から、本件処分①及び本件処分②は、条例の定めるところに従い適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はない。

3 審査庁の意見

本件処分①及び本件処分②の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

処分庁が行った、本件処分①のうち、弁護士報酬に係る処分及び負担兼命令額を非公開とした部分並びに本件処分②のうち、弁護士報酬を非公開とした部分は取り消されるべきである。

2 審理員意見書の理由

条例第9条第3号アは、事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報を公開しないことができる」と定めている。本件審査請求において審査請求人が求めているのは、弁護士報酬の額が分かる情報の公開であると解される所、弁護士は事業を営む個人であり、弁護士報酬はその事業に関する情報であるため、弁護士報酬は「事業を営む当該事業に関する情報」に該当する。

また、条例第9条第3号アの「公開することにより当該事業を営む個人に明らかに

不利益を与えると認められる情報」に該当するというためには、当該情報が公開されることにより、事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、競争上の地位等の正当な利益は具体的に侵害されることが客観的に明白な場合をいい、その判断は、当該情報の内容・性質をはじめとして、諸般の事情を総合してなされるものと解するのが相当である（宮崎地裁平成9年1月27日判決、東京高裁平成3年5月31日判決参照）

弁護士報酬については、弁護士職務基本規程第24条において「弁護士は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、適切かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない」と定め、弁護士の報酬に関する規程（以下「報酬規程」という。）は、「弁護士等は、弁護士等の報酬の関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない」（第3条第1項）。「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するように努める」（第6条）と定めている。このような背景の下、当該弁護士をはじめ多くの弁護士がホームページ等で自らの報酬基準を公開していることからすれば、弁護士報酬は処分庁が主張するような「機微な情報」に当たらない。

もっとも、各弁護士は、弁護士報酬の基準を作成し、原則それに基づく報酬を提示するとしても、なお事案の難易、時間及び労力その他の事業に照らして、適正かつ妥当な範囲で、基準から増減額した報酬額を提示することができるというべきである。

当該弁護士の事務所の弁護士費用規程第7条第1項においても、依頼者と協議の上、その経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正かつ妥当な範囲で弁護士費用を増減し、又は免除することができる旨規定されている。

しかしながら、当該弁護士の事務所の弁護士費用規程によれば、当該弁護士においては、概ね報酬基準に基づく定型的な報酬額が提示されており、例外的なケースにおいてのみ、依頼者の経済的資力等の事情、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数等を考慮し、報酬額が増額又は減額されているものと推測される。

よって、本件において、仮に、葛飾区が支払った報酬額が当該弁護士の定型的な報酬基準と異なるものであり、それが当該弁護士の他の依頼者が支払った報酬額と異なるものであるとしても、当該弁護士の他の依頼者としては、事案の複雑さ・煩雑さ、葛飾区が地方公共団体であること（支出が予算の執行であるという意味で私人と異なる）及び葛飾区が一度に複数の同種の訴訟事件の処理を委任したこと等の事情を考慮し、例外的に当該弁護士の定型的な報酬基準と異なる報酬額にて合意がなされたものと理解できる。したがって、このことによって、他の依頼者が、自分が不当に高い報酬を支払っているのではないか等、当該弁護士に不信、不満を抱き、信頼関係が損なわれ、当該弁護士の今後の弁護士業務に影響を及ぼす等の不利益が具体的に生じることが客観的に明白であるとまではいえない。

以上から、弁護士報酬の額が分かる情報は、条例第9条第3号アが規定する非公開情報、すなわち、事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報に該当するとはいえない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成 30 年 12 月 11 日	諮問書の受理
平成 31 年 1 月 29 日	審議
平成 31 年 2 月 26 日	審議
平成 31 年 4 月 18 日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件情報①及び本件情報②が条例第9条第3号アに規定する「公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」に該当するかである。

2 争点に対する判断

処分庁は、弁護士報酬は、事件の内容、難易度、解決に当たっての弁護士の貢献度、これらに対する依頼者の評価、依頼者の資力等の事情を勘案して決定されることになり、弁護士報酬に係る部分は、当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報である。また、本件に係る弁護士報酬の額は、当該弁護士が所属する法律事務所がホームページ上で公開している弁護士報酬の金額と異なり非定型的なものであり、当該部分を公にすると、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められると主張している。

しかしながら、条例第9条第2号が、個人に関する情報に関しては、個人の権利利益を害する「おそれ」があれば非公開情報に該当するものとしているのに対して、同第3号があえて「明らかに」と規定し、明白性を要件としていることからすれば、同号アの「公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」とは、当該情報が公開されることにより、事業者等の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している競争上等の地位が当該開示によって具体的に侵害されることが客観的に明白である場合をいうと解するのが相当である。

そして、開示を求められている情報が開示されることにより、事業者等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されるかどうかは、当該情報の内容によっても異なるが、一般にその判断は、当該情報の内容・性質を始めとして、本件事業者等の事業内容、当該情報が事業活動等においてどのような意味を有しているか等の諸般の事情を総合してなされるべきと解するのが相当である。

これを本件についてみると、事業者は、弁護士である。

事業者も加入する日本弁護士連合会の会則である報酬規程第3条1項は、「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない。」とし、また、第6条は「弁護士等は、弁護士等の報酬に関する自己の情報を開示し、及び提供するよう努める。」としている。そのため、多くの弁護士がホームページ等

で自らの報酬基準を公開し、本件事業者の所属する法律事務所も同様にホームページで報酬基準を公開しているのであるから、報酬に関する情報の開示によって、事業者の競争上及び事業運営上の地位が侵害されるものとは言えず、また、当該公開により事業者の事業活動を阻害するものとは言えない。

この点、具体的な事案に関する報酬額については、一般的かつ定型的な基準に合致するとは限らず、処分庁の主張によれば、本件報酬も非定型的なものとのことである。そのため処分庁は、これを公開すれば、本件事業者の他の依頼者が、自分は不当に高い報酬を支払っているのではないかと不信感を抱く等の事態が生じるおそれがある旨指摘する。

しかしながら、本件事業者が所属する法律事務所の弁護士費用規程（資料2）第7条1項によれば、「依頼者と協議の上、依頼者の経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し」「適正かつ妥当な範囲で弁護士費用を増減額し、若しくは免除することができます。」としており、本件事業者の他の依頼者も、報酬を含む弁護士費用が必ずしも他の依頼者と一致しないことは十分に理解可能である。本件報酬が定型的な基準よりも低額であったとしても、本件事業者の他の依頼者は、事案の複雑さや事件処理に要する手数の繁簡等の個別事情の違いにより、定型的な基準と異なる金額が合意されたものと考えるのが通常であり、不審、不満を抱く可能性は低いものと考えられる。

したがって、事業者等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されることが客観的に明白とはいえない。

以上から、弁護士報酬の額が分かる情報は、条例第9条第3号アが規定する非公開情報、すなわち、事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報に該当するとはいえない。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明